

監 査 報 告 書

今年7年4月 15 日

公益社団法人 新発田法人会
会長 小 島 啓 一 殿

監 事 久 世 正 隆 (印)

監 事 廣 岡 信 行 (印)

私ども監事は、令和6年4月 1 日から令和7年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条及び法第 124 条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等の閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討致しました。

2. 監査意見

(1)事業報告等の監査結果

ア.事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ.理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

(2)計算書類及び付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。